

自己負担金の減免制度

市民税非課税世帯の方は、申請をすると健(検)診にかかる自己負担金の減免を受けられます。
遅くとも健(検)診を受診する日の2週間前までに申請してください。

◆対象者

- ①世帯全員が市民税非課税世帯の方 ※後期高齢者医療制度加入の方は申請不要
→自己負担金が減額されます。
- ②生活保護世帯および中国残留邦人などに該当する方
→自己負担金が免除され、無料となります。

◆申請方法

①に該当する方…オンラインまたは窓口で申請してください。

●オンライン申請 (スマートフォンまたはパソコンなどで申請)

右の二次元コードを読み取る、または柏崎市ホームページ「健(検)診の自己負担金免除(減免)申請」ページから申請してください。

柏崎市ホームページ内に
申請フォームの
リンクがあります



必要なもの: (1)マイナンバーカード (2)Graffer電子申請アプリをインストールしたスマートフォン

<オンライン申請の手順>

- ①アプリダウンロード→②入力フォームに入力→
- ③電子署名(スマートフォンにマイナンバーカードをかざす)→④内容を確認して申請

●窓口申請 月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日除く)

申請窓口:元気館2階 健康推進課

西山町事務所
高柳町事務所

即日発行可能

必要なもの:マイナンバーカード(ない場合は身分証明書と個人番号通知カード)

②に該当する方…市役所1階 福祉課窓口で申請してください。

◆注意事項

- ・毎年度、申請が必要です。
- ・申請後、「健康診査負担金免除(減免)確認書」を発行します。
確認書を健(検)診会場の受付で提示してください。提示がない場合は減免されません。
- ・申請が間に合わなかった場合、自己負担金の返金はできません。

◆減免制度に関するお問い合わせ先

健康推進課 健診係:0257-20-4211(市民税非課税の方の申請について)
福祉課 援護係:0257-21-2234(生活保護世帯の方の申請について)